

長期優良住宅技術的審査（長期使用構造等確認）

令和7年4月1日 適用

長期使用構造等確認申請（第8条に係るものに限る。）に係る料金（以下「確認料金」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 別表16と別表17の合計額が、確認料金です。
- (2) 戸建住宅（併用住宅含む。）を性能評価と一体で申請する場合は、確認料金は10,000円（税込）で実施します。
- (3) 構造計算が必要な建築確認申請と併願申請する場合は、耐震性に係る区分の確認料金を半額にします。
- (4) 型式住宅部分等製造者認証を受けたものの確認料金は半額にします。
- (5) 増改築又は既存に係る確認料金は、別表18によります。
- (6) 計画変更の場合（技術的審査を伴う軽微変更該当証明を含む。）は、関係する区分に係る確認料金を半額にします。なお、技術的審査を伴わない変更確認（戸建住宅）料金は、1住戸当たり6,000円（税込み）とします。（軽微変更該当証明を含む。）
- (7) 再交付料金は、1通につき3,000円（税込み）とします。
- (8) 上記以外の確認料金は、申請者と当機関が協議して決めます。

別表第16 耐震性の区分に係る確認料金 （単位：円、消費税込）

住棟の延べ面積		料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）		21,000
共同住宅等	500㎡以下	63,000
	500㎡超～1,000㎡以下	122,000
	1,000㎡超～3,000㎡以下	256,000
	3,000㎡超～5,000㎡以下	479,000
	5,000㎡超～10,000㎡以下	950,000
	10,000㎡超～20,000㎡以下	1,745,000
	20,000㎡超～30,000㎡以下	2,632,000
30,000㎡超え		3,242,000

別表第17 耐震性以外の区分に係る確認料金 （単位：円、消費税込）

確認対象戸数（M）		料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）		46,000
共同住宅等	10戸以下	34,000+19,000×（M-1）
	11戸以上 100戸以下	193,000+9,100×（M-10）
	101戸以上 200戸以下	915,000+8,700×（M-100）
	201戸以上 300戸以下	1,674,000+8,300×（M-200）
	301戸以上 400戸以下	2,389,000+6,200×（M-300）

※ 1,000円未満の端数は切捨てです。

※ 401戸以上は、見積もりによります。

別表第 18 増改築又は既存に係る確認料金（単位：円、消費税込）

確認対象戸数	料金の額（円）
戸建住宅（併用住宅を含む。）	74,000

※ センターが確認に当たり調査等を必要とする場合は、追加料金が必要です。

※ 共同住宅等は、見積もりによります。